

緊急事態宣言終了後の保育の実施及び新型コロナウイルス感染症発生時の対応方針（令和2年5月29日吉川市作成：部分的に抜粋）

2020.5.30

●マスクの着用について

職員及びマスクを着用できる年齢の児童（3・4・5歳児は原則着用）については、マスク着用をお願いします。また、来所する保護者等に対しても、マスク着用の周知をお願いします。

ただし、季節や天候（気温が高い、急に温度が上がる、風がないなど）の状況により、熱中症などの発生リスクが高いと判断した場合は、マスクを外すなど適切に対応をお願いします。

●行事の実施について

行事については、市主催事業と同様に徹底した感染防止策が講じることが可能な場合に限り、実施することとします。具体的には次のような条件を満たすことが考えられます。

ア3つの密（密閉・密集・密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2m（最低1m以上）を目安に）。

イ大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。

ウ入場者の制限や誘導、手指消毒設備の設置、マスクの着用、室内換気など適切な感染防止策が講じられていること。

+

行事の規模が以下の目安内であることが考えられます。

ア屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
イ屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2メートル）

上記の通り抜粋ではありますが、市の方針が示されました。

マスクに関して、行事の実施に関して。育暎保育園としましても吉川市の方針に基づいて保育を実施してまいります。

園長 酒井正光